

温泉発電等設備廃止届

令和 3年 4月 1日

別府市長

あて

住 所 別府市上野口町1番15号

氏 名 別府 太郎

〔 法人にあってはその名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例第17条第1項の規定により、温泉発電等設備の撤去及び廃棄に関して次のとおり届け出ます。

1 対象温泉発電等設備

設 置 場 所	別府市上野口町1番15号 別府温泉ホテル内
導 入 事 業 者	別府 太郎
発 電 方 式	温泉熱バイナリー発電
発 電 出 力	125kw×1
発 電 設 備 の 型 番	別府電工製LM312V04×1機

2 撤去及び廃棄の理由

前述の温泉発電等設備により発電事業を行っていたが、当初想定された発電量よりも極端に低い発電量しか発電しないことから、当該事業を取りやめることとしたため。

3 工事の内容

施 工 者	地獄工務店（株） 鬼頭 武雄
担 当 者 等	別府温泉ホテル TEL25-1111
撤 去 方 法	撤去に当たっては関係法令を遵守するとともに近隣区域の自然環境、生活環境に配慮しながら実施する。順序としては、温泉の供給及び排水などを行う配管類、電気設備等、冷却塔、発電設備の順で撤去を行う。また、撤去後は温泉発電等設備の設置前の更地に復す予定である。なお、詳細は別紙の工事計画のとおりである。
廃 棄 方 法	配管やケーブルをはじめ、廃棄する設備等に関しては関係法令に従い、廃棄を行う予定である。なお、詳細は別紙の工事計画のとおりである。
工事着工予定日	令和 3年 5月 1日
工事完了予定日	令和 3年 5月31日
廃 止 予 定 日	令和 3年 6月 1日

備考 撤去工事及び設備の廃棄について位置図と併せて工事計画を添付すること。